

令和7年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
「地域共生を目指したデータセンター脱炭素化設備導入支援事業」
三次公募

よくある質問

令和8年9月1日

一般社団法人 地域循環共生社会連携協会

No.	質 問	回 答
A. 応募申請について		
1	【様式1】応募申請書の「申請者」は誰にすればよいですか。	法人の代表権を持つ方としてください。代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても代表者として応募申請することが可能です。
2	【様式1】連絡担当窓口及び別紙1実施計画書の「事業実施の担当者」（事業の窓口となる方）は誰にすればよいですか。	申請者（代表事業者）の所属の方で、補助事業に関わる業務を実際に行い、一般社団法人 地域循環共生社会連携協会（以下協会）と連絡を取り合える方としてください。（補助事業に関わる全ての業務は、「事業実施の担当者」（事業の窓口となる方）を通じて遂行しますので、代行申請は認められません。）
3	【別紙1】実施計画書の「事業実施の代表者」は誰にすればよいですか。	【様式1】応募申請書の申請者と同じ方としてください。共同申請の場合は、代表事業者の申請者としてください。
4	公募の要件を満たした応募内容であれば、必ず採択されるのでしょうか。	実施計画書等の記載内容が当事業の趣旨に沿い、外部の有識者からなる審査委員会で審査基準により審査・評価し、公募予算の範囲内で採択を行いますので、必ず採択されるわけではありません。例えば、事業のキャッシュフローや途絶リスクの対応方法等で事業の継続性が確認できない場合は、採択されない可能性があります。 なお、審査委員会で書面審査と合わせて、対面ヒヤリングを実施する場合もあります。
5	2者以上の者が財産を取得する際は、2者が代表事業者として応募申請できますか。	2者以上で連名申請を検討している場合は、事前に協会に相談してください。（B.共同申請についての2参照）
6	応募申請後、補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すればよいですか。	書面での手続きが必要となりますので、辞退する必要が生じたら、速やかに協会にご連絡ください。申請に当たっては、十分に検討の上、応募してください。
7	応募申請が採択された場合、応募申請から交付申請までの間に事業計画の策定を見直した場合、交付申請時に提出する事業実施計画書は応募申請時のものから変更してもよいですか。	交付申請の際に提出する実施計画書は、協会から特別な指示のない限り、応募申請の際に提出したものと同一のものとしてください。どうしても変更が必要な場合、協会に相談してください。
8	テレワークが主体であり代表者の押印に時間がかかるため、押印がなくても応募申請書を受付けてもらえますか。	代表者の押印は不要です。応募申請書の内容等につきましては、内部規定などにより確認されたものを提出してください。
9	外国企業でも、補助金の応募申請はできますか。	「補助金の応募を申請できる者」の「ア 民間企業」は、「会社法に基づき設立された日本法人」であることが条件です。

No.	質 問	回 答
10	補助金の応募を申請するための条件について教えてください。	補助金の応募を申請できる者は、本事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者とし（直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外とします）。補助金の応募を申請できる者のその他の詳細な条件は公募要領の各事業の（２）補助事業の応募者を参照してください。
11	「地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定める促進区域」とはどのようなものですか。	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10法律第117号）第21条第5項に基づき、市町村が、再エネを促進するとしてポジティブに設定されるエリアを「促進区域」として定めるものです。 促進区域で実施する事業に該当する場合には、①市町村の地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置づけられた促進区域に係る文書の写し（ＷＥＢ掲載場所のURLを余白に記載）、②その他必要な補足説明資料を提出してください。提出書類に基づき審査をしますので、①だけで判断ができない可能性がある場合には、②を必ず提出してください（提出資料のみで該当性が十分に判断できない場合には評価対象外とします）。促進区域内で実施する事業であっても、当該事業で導入する再エネ設備が、当該促進区域の促進対象とされていない場合は、評価対象とはなりません。なお、公募締切日までに地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置づけられた文書として市町村ＷＥＢサイトにて正式公表された促進区域が評価対象となり、検討中のものやＷＥＢ公表前等のものは、評価対象とはなりません。
B. 共同申請について		
1	共同申請を行う際、代表事業者は誰にすればよいですか。	代表事業者は、補助対象設備の全部又は一部を取得する者であり、補助事業の実施に関して、全責任を負うことができる者としてください。 具体的には、応募申請書を取りまとめていただき、採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係るとりまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただきます。また、協会に提出する各種書類（経理書類を含む）の取りまとめ、協会による現地調査や会計検査院による現地検査の窓口も担当いただきます。
2	補助対象設備を、共同事業者が所有することは可能ですか。	可能です。共同事業者も補助対象設備を所有する場合は連名共同申請となります。専用の応募申請様式をお送りしますので協会までご連絡ください。
3	補助対象設備等の一部を取得する共同申請者は、共同申請者の間でなんらかの契約を締結することが必要ですか。	代表者は、補助事業が円滑に推進できるよう、補助対象設備等の一部を取得する共同申請者間で契約（覚書）を締結してください。（役割分担、スケジュール、費用等について）
4	共同申請者が補助対象設備等の一部を取得する場合、共同申請者における経理処理は、協会の規定、事務手引きに従う必要がありますか。	共同申請者における経理処理についても協会の規定、事務手引き等に従っていただきます。代表者は、共同申請者すべての経理書類の整備が円滑に進むよう対応してください。
5	共同申請者が補助対象設備等の一部を取得する場合、共同申請者に対して、協会による現地調査、会計検査院による実地検査が実施されることはありますか。	共同申請者が協会による現地調査、会計検査院による実地検査の対象となることもあります。 共同申請者に対する調査・検査を実施する場合は、代表者に窓口となっていただきます。また、代表事業者の立ち合いのもと、調査・検査を実施することもあります。

No.	質 問	回 答
C. 応募申請時の提出書類について		
1	申請内容等について、事前の相談は可能ですか。	提案いただく事業内容等に関する事前の相談は可能ですが、応募申請書の書き方や記載内容の適否等については回答することができません。
2	各年度の業務概要及び貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、弊社ホームページにもIR情報として公表しています。パンフレットやホームページに掲載されたものを提出書類としてもよいですか。	問題ありません。 ホームページの印刷でも可能です。
3	定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。	不要です。写しでかまいません。
4	弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。	グループ全体ではなく、自社の貸借対照表・損益計算書経理状況をご提出ください。
5	代表事業者と共同事業者、それぞれの業務概要、貸借対照表及び損益計算書、定款が必要でしょうか。	代表事業者と補助金の交付を受けようとする（財産の一部を取得する）共同事業者について、それぞれの業務概要、貸借対照表及び損益計算書、定款が必要です。
6	経費内訳の金額の根拠がわかる書類（見積書）等を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも応募申請可能ですか。	応募申請の段階では、機器・工事等の経費内訳は、計画等の内容に基づいた概算の見積書をもとに作成いただいてもかまいません。なお、見積書は、応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。
7	応募申請書に相見積の添付は必要ですか。	応募申請段階では、相見積は必須ではありません。 採択となった場合は、交付申請をふまえて、交付決定された後に、発注（契約）を行うことになりますが、その発注時には3者以上の相見積もしくは入札等、競争原理が働く業者選定を行ってください。
8	CO2削減効果を算出する際、ベースとなるデータはいつ時点の実績をベースに作成すれば良いですか。	基本的には令和7年度または応募申請の時点で最新の実績をベースにして作成して下さい。
9	【様式1】への押印は必要でしょうか。	不要です。Excel形式のファイルをそのまま提出してください。
10	応募申請時に提出する電子データについて、ファイル形式の指定はありますか。	【様式1】、【別紙1】、【別紙2】については、協会が提供するExcel形式でファイルをそのまま提出してください（シートを分けずに一連のファイルで提出）。 その他参考資料等については、作成時のファイル形式のままで提出してください。また、資料のコピー等はPDF形式で提出してください。 詳細については、公募要領の「VII 応募申請方法等」を参照ください。
11	会社を設立して間もないので、直近3決算期の貸借対照表・損益計算書がありません。この場合提出は不要でしょうか。	法人を設立してから1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を提出してください。1会計年度を経過している場合は、直近1決算期の貸借対照表・損益計算書を提出してください。2会計年度を経過している場合は、直近2決算期の貸借対照表・損益計算書を提出してください。

No.	質 問	回 答
D. 申請方法について		
1	J グランツ/jGrantsによる提出とはどのような方法ですか。	J グランツ/jGrantsは、デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。公募要領 VII応募申請方法等（4）提出方法及び提出先 に示したURLを参照ください。 J グランツでの申請にあたっては、事前に「G ビズ ID / gBizID」アカウントの取得が必要となりますので、デジタル庁の次のURLにアクセスし取得の手続きをとってください。 G ビズ ID（デジタル庁） https://gbiz-id.go.jp/top/index.html 今年度の申請より極力 J グランツでの申請をお願いしますが、やむを得ず J グランツを使用できない場合に限り電子メールでの提出を受付ます。
2	メール申請とは、どのような申請ですか。	応募書類をすべて電子データとしてメールに添付を行い申請します。 提出期限は令和 8 年10月9日(金) 正午までとなります。
3	メール申請をしたいのですが、添付ファイルの容量が多く一度で送信できない場合、どうすれば良いでしょうか。	分割して送信していただいて構いません。一度の送信で添付ファイルの容量は100MBまでとしてください。その際、メールの件名の最後に（何通目／全体数）と入力してください。 また、元データで送信可能な場合はPDFに変換しない等、容量を軽減できようご留意ください。 詳細については、公募要領の「VII 応募申請方法等」を参照ください。 ※分割した結果多数のメールになってしまう場合、そもそも分割が不可能な場合については、協会に相談してください。
4	メール申請ではなく、書類（紙媒体）での申請はできますか。	できません。
E. 複数年度にわたる事業について		
1	複数年度事業の申請方法はどのようによいのですか。	【別紙1】については、年度ごとの事業内容がわかるように（何をいつまでに実施するのか）記載してください。 【別紙2】経費内訳については、各事業年度ごとに補助対象経費を計上してください。 なお、採択後は年度ごとに交付申請を行っていただき、交付決定の日以降に契約・発注していただくことになります。
2	複数年度事業で、初年度の補助対象経費が発生しない計画でも補助対象となりますか。	初年度に補助対象経費が発生しない場合は、補助対象となりません。
3	複数年度事業で、初年度の補助対象経費が詳細設計費用だけでも補助対象となりますか。	補助対象となります。
4	複数年度事業で、初年度は設備の付属設備の据付工事を予定していますが、補助対象となりますか。	補助対象となります。
5	複数年度事業として採択された場合は、2年度目以降も応募申請をするのですか。	2年度目以降は応募申請は不要ですが、交付申請は必要です。
6	複数年度事業で応募し、今年度採択された場合は、次年度も必ず採択されることになりますか。	今年度事業を計画通り完了したうえで、次年度の計画に変更等がなければ、次年度の当該補助事業の予算が確保され、国の予算が成立した場合基本的には採択となります。 ただし、予算が大幅な削減等になった場合などには、事業内容の変更等を求めることがあります。

No.	質 問	回 答
7	複数年度事業の場合、初年度に年度をまたいで複数年度にわたる発注または契約をしてよろしいでしょうか。	複数年度にわたる発注または契約することも可能ですが、国の予算は単年度となっているため、翌年度も必ず補助事業予算があるとは断定できないため、事業者様の責任に基づいて行うものであることをご了承願います。 なお、補助事業は前述のとおり単年度の予算ですので、年度ごとに交付申請して頂き、年度ごとに検収及び支払いを行っていただく必要があります。発注書または契約書には、年度ごとの発注内容とその経費を明記してください。 また、翌年度事業の開始については、交付決定日以降に発注先または契約先に対して指示書等を発出していただくことにより、開始してください。（今年度の事業完了日の翌日～翌年度の交付決定日の前日までは、補助事業を中断していただくこととなります。）
8	複数年度事業の場合、翌年度の事業開始はいつになりますか。	翌年度に入ってから交付申請書を提出いただき審査を経て協会が交付決定を行った日以降、事業を開始することができます。 ただし、翌年度交付決定前着手の承認を受けた場合（交付規程第15条参照）には、該当の予算成立を前提に翌年度の4月1日から事業を開始することができます。
F. 補助対象経費について		
1	補助対象経費とは何を指しますか。	補助事業を行うために直接必要な経費のことであり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。各事業の補助対象経費の区分・費目・細分は、交付規程別表第2及び第3をご確認ください。
2	補助対象外となる経費には、どのようなものがありますか。	補助対象外となる経費の例は次のとおりです。詳細については個別にご相談ください。 ・事業に必要な用地の確保に要する経費・土地の造成（伐採、伐根、整地等）に係る費用・建屋の建設にかかる経費・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費・既存施設・設備等の撤去費及び処分費（当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費を含む）・補助対象設備以外のオプション品の工事費・購入費等（導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品費等を含む） ・浸水対策などの嵩上げ基礎に係る経費・再エネ電力メニュー及び再エネ電力証書の購入費用・官公庁等への申請・届出等に係る経費・本補助金への応募・申請手続きに係る経費（報告等の手続に係る経費を含む） ・二酸化炭素排出削減に寄与しない機器、設備（設備の防音壁、安全フェンス、監視カメラ等）、周辺機器、法定必需品（消火器等）等に係る経費・経年劣化等によりエネルギー消費効率が低下したものを劣化等前までに回復させることに係る経費・補助事業による取得財産であることを明示するために貼り付けるプレート等の作成及び貼り付けの費用等 ・気象計（日射量計、温度計など）とその設置費用 ※電力需給の制御に必要なデータを計測する場合は補助対象・その他事業の実施に直接関連のない経費・消費税も原則対象外です。（詳細はH. 1をご覧ください。）
3	事業において、年度毎又は総額で補助金に上限はありますか。	上限は1事業につき10億円です。事業期間は最大3年間ですが年度ごとの上限はなく全事業期間合計で10億円です。ただし、当然のことながら予算には上限があり、また複数の事業が採択されること等も踏まえて、申請額をご検討ください。
4	採択後、補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。	採択通知書に記載された採択額が、補助金交付額の上限になります。事業費が増額した場合は、採択額を超える部分は自己負担となります。
5	業者への工事代金支払いを手形で行ってもよいでしょうか。	銀行振込を含む現金払いとしてください。 手形による支払いでは、補助金は交付できません。

No.	質 問	回 答
G. 補助事業の要件及び補助対象設備について		
1	どのような事業が対象ですか。	地域の未利用エネルギー等を最大限活用したデータセンターの普及を促進する目的で以下のような設備導入を実施する事業を対象とします。 (A) 未利用再生可能エネルギー利用設備・蓄エネ設備 (B) 熱利用設備 1_データセンターへ熱供給する設備（熱のインプット） ①地中熱、温泉熱、河川熱・海水熱・下水熱・雪氷熱等を利用した温度差エネルギーをデータセンターの冷却に利用する設備導入 ②LNG基地やコジェネレーションシステム等の工場、事業所、データセンター等から排出され、効果的に利用されていない排熱を当該データセンターへ利用する設備導入 2_データセンターから熱供給する設備（熱のアウトプット） データセンターからの排熱をデータセンター外の施設に供給し産業プロセスや暖房・給湯等に利用するための設備導入 (C) 省エネ設備 データセンターに省エネ性能の高い冷却設備を導入
2	(A) 未利用再エネ利用設備（変動調整用蓄エネルギー設備含む）導入事業とはどのような事業ですか。	地方の再エネポテンシャルを活用すべく、再エネ発電設備の設置が進む一方で系統制約により余剰電力を十分に活用できていないような場合に、こうした再エネの余剰電力を活用する取り組みに対して補助を行うものです。
3	(A) 未利用再エネ利用設備（変動調整用蓄エネルギー設備含む）導入事業ではどのような設備が補助対象となりますか。	既存の再エネ発電設備（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電等）の未利用再エネ電力を利用するための自営線、受変電設備、定置用蓄電池、EMS、およびそれらを設置するための既存再エネ設備の改修工事などが補助対象になります。
4	JC-STARとは何ですか	独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による IoT 製品向けセキュリティ認証・ラベリング制度で、製品のセキュリティ水準を★1～★4で可視化します。当該事業においても、サイバーセキュリティ対策として一部の設備に適合製品を使うことが求められます。
5	JC-STARに関する具体的要件とはどんなものですか？	未利用再エネ利用設備導入にて導入設備にEMSまたは蓄エネルギー設備、またはその両方を含む場合、★1以上の適合ラベルを取得した製品を使用することが必要です。ただしそれらがIPプロトコルを使った通信機能を有しない場合には適用外です。
6	サイバーセキュリティ要件が追加されていますがどんな内容ですか	
7	(B) 熱利用設備のうち、データセンターへ熱を供給するための温度差エネルギー利用設備導入事業とはどのような事業ですか。	データセンターの冷却に係る消費電力を削減すべくデータセンターの冷却用の冷水生成に再エネ由来の熱を利用する取組に対して補助を行うものです。
8	(B) 熱利用設備のうち、データセンターへ熱を供給するための温度差エネルギー利用設備導入事業ではどのような設備が補助対象となりますか。	補助対象となるのは、地中熱、温泉熱（地熱）、河川熱、海水熱、下水熱、雪氷熱等を利用するための設備で、設備の例としては、熱交換器、ヒートポンプ、ヒートパイプ、ポンプ、熱導管、蓄熱槽、蓄熱トラック等です。

No.	質 問	回 答
9	(B) 熱利用設備のうち、データセンターへ熱を供給するための未利用熱利用設備導入とはどのような事業ですか。	地域で活用できていない未利用熱をデータセンターのサーバ冷却用の冷水生成に利用したり、未利用熱を利用して発電し電力をデータセンターへ供給する取組にたいして補助を行うものです。
10	(B) 熱利用設備のうち、データセンターへ熱を供給するための未利用熱利用設備導入事業ではどのような設備が補助対象となりますか。	補助対象となるのは、熱交換器、ヒートポンプ、ヒートパイプ、ポンプ、熱導管、蓄熱槽、蓄熱トラック、差圧発電システム、バイナリー発電システム等。新規のコジェネレーションシステム導入の場合、コジェネレーションシステム自体は補助対象外ですが、排熱を利用する設備（吸収式冷凍機等）は補助対象になります。
11	(B) 熱利用設備のうち、データセンターから熱を供給する排熱供給設備導入とはどのような事業ですか。	熱導管やオフライン熱輸送による、地域の脱炭素化を行う事業や複数施設間での熱融通を支援対象とする。具体的には、データセンターからの排熱をデータセンター外の施設に輸送し、産業プロセスや暖房・給湯当への利用を想定している。排熱を取り出す設備、熱を輸送する設備、熱を受け取る設備導入を行う取り組みに対して補助を行うもの。
12	(B) 熱利用設備のうち、データセンターから熱を供給する排熱供給設備導入ではどのような設備が補助対象となりますか。	補助対象となるのは、熱交換器、ヒートポンプ、ヒートパイプ、ポンプ、熱導管、蓄熱槽、蓄熱トラック、ジェネリック当の設備。なお、データセンター（排熱を取出す設備を設置する側）から排熱を輸送する前に一部利用する場合は、その利用設備も補助対象とする（未利用熱利用と同じ扱い）。
13	環境技術普及促進協会が執行団体である再エネ熱事業、熱モデル事業（熱分野モデル事業、熱融通モデル事業）で支援している排熱供給に係る設備導入事業との違いは何ですか。	本事業では以下のケースも支援対象となります。 ・同一敷地内で熱供給事業者と熱利用事業者が異なる（供給事業者の子会社を含む）場合。 ・異なる敷地で熱供給および熱利用ともに同一事業者の設備の場合。 ・異なる敷地で熱供給事業者と熱利用事業者が異なる場合。 ・同一敷地内で熱供給事業者と熱利用事業者が同一の場合。
14	(C) 省エネ設備導入とはどのような事業でしょうか。	データセンターでは、サーバ等の冷却に伴い大量の電力を消費するため、データセンターの冷却に係る省エネ設備導入への支援を行う事業。データセンターの電力使用効率の指標であるPUEが1.28以下であることが必要条件となります。
15	(C) 省エネ設備導入ではどのような設備が補助対象となりますか。	設備例としては、内調機、外調機、チラー、クーリングタワー、液冷システム、液浸システムなどが含まれる。
16	未利用再生可能エネルギー利用設備・蓄エネ設備のCO2排出量削減量の算出方法	供給する再エネ発電電力量に基づきCO2削減量を算出する。
17	熱利用設備のCO2排出量削減量の算出方法	設備導入前（未導入）と比較したCO2削減量を算出する。
18	省エネルギー設備のCO2排出量削減量の算出方法	仮定した従来設備と比較してCO2削減量を算出する。
19	導入する設備の設置場所・設置方法について、制約等がありますか。	設置場所の選定にあたっては浸水や土砂災害等の危険性に留意し、設置予定場所のハザードマップに基づく対策を実施してください。又、地震の際に機能維持できるよう、「建築設備耐震設計・施工指針」等に基づき設置してください。
20	再生可能エネルギーにはどのようなものが該当しますか。	太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他自然界に存する熱、バイオマス（依存率が発熱量ベースで60%以上）、その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に使用できるものが該当します。

No.	質 問	回 答
21	審査項目にデータセンターの電力使用効率（PUE）がありますが、PUEとはどのような指標ですか。	PUEは、以下の式で算出され、1.0に近いほど、空調等の付帯設備の消費電力が少なく、効率的運用ができる、という指標です。 $PUE = \frac{\text{当該事業を行っている事業所のエネルギー使用量 [kWh]}}{\text{ICT機器のエネルギー使用量 [kWh]}}$
22	FIT認定を受けている或いはFIP認定取得見込みの再生可能エネルギー由来の発電設備を、本補助事業で構築する電力供給システムに組み込むことは可能でしょうか。	可能です。ただし、本補助事業では、FIT認定・FIP認定取得見込みの再生可能エネルギー由来の発電設備からの未利用再エネ利用設備は補助対象外となります。
23	消防法などで定める消火設備は補助対象になりますか。	補助対象とはなりません。
24	蓄電池（火災予防条例で定める安全基準の対象（蓄電池容量が20kWhを超える）となる）の設置に当たり、所轄消防署への申請費用は補助対象になりますか。	補助対象とはなりません。
25	EMS機器の「見える化」のための機器（外部モニターなど）は対象となりますか。	補助対象となります。ただし、本補助事業目的でのみ使用する機器に限ります。他の用途でも使用する機器は補助対象外となります。
26	災害（ブラックアウト）時の自立運転を目的として導入する蓄電池は補助対象となりますか。	災害時の蓄エネや一般系統のピーク制御等が主目的の蓄電池は、補助対象外となります。
27	中古品でも補助対象となりますか。	一部が補助対象として認められるケースがあります。 中古機器を補助対象に含めて応募を検討される場合は、必ず事前に協会に相談してください。
28	リユースの定置用蓄電池も補助対象になりますか。	法定耐用年数経過後の車載型蓄電池を定置用蓄電池としてリユースしたもので、公募要領に記載された基準を満たすものであれば、補助対象になります。 基準額の算定方法は新品の製品の場合と同様です。
29	補助事業完了後3年間報告義務がある「事業報告書」を作成するにあたり、使用電力量を計測するためのメーター等は補助対象に含めてよろしいでしょうか。	使用電力測定だけのためのメーター等については、補助対象外となります。なお、新設設備の個別の消費したエネルギーを測定するメーターが無い場合は、運転稼働実績等から消費エネルギーを推定して算出を行うことで可とします。EMS機器の一部であるメーター等は補助対象です。
30	応募時は補助事業完了後のデータセンター稼働開始時の利用者（顧客等）が決まっていますが、利用者（顧客等）の確保について応募時の条件等がありますでしょうか。	応募時に補助事業完了後のデータセンター稼働開始時のデータセンターの利用者（顧客等）は必ずしも決まっている必要はありません。但し、決まっていない場合は明確な根拠を添付した上で、確実な稼働見込みを示す合理的な説明が審査委員会によって認められる必要があります。 【別紙1】実施計画書の「事業継続性」の欄に補助事業完了後のデータセンターの利用者（顧客等）について記載し、具体的な利用者（顧客等）の情報が分かる資料を、具体的な顧客情報を提示できない場合は、稼働見込みを示す合理的な説明を根拠資料と共に付して下さい。それらに基づいて稼働率等の算出をしてください。なお、資料を付していたとしても、審査委員会及びヒアリングにおいて、稼働の確実性に疑義があると判断された場合は、不採択とする場合があります。

No.	質 問	回 答
31	CO2削減効果等の計画値を算出するためにはデータセンターの稼働率が必要になりますが、どのようにハード対策事業計算ファイルを作成して提出したら良いでしょうか。	応募申請時はハード対策事業計算ファイルを用いてデータセンター（サーバ）が定格電力で作動する場合のCO2削減効果を未利用再エネ、熱利用、省エネ設備ごとに算出ください。想定あるいは実績を踏まえた想定稼働率および稼働率50%における削減量については、サーバー定格電力稼働時の各削減量にサーバー稼働率（想定稼働率/50%稼働率）を乗ずるかたちで算出する設定としております。（採択以降はより精度を高めて算出を依頼する可能性があります。）
32	データセンター設立に際し近隣住民への説明は必要でしょうか。	データセンター建設に関して、地域の理解を深めるため、地域への環境影響やその対策等について、近隣住民への説明やコミュニケーションを行うことを推奨します。排熱、騒音、省エネ、再エネ活用等のうちいずれか1つでも説明等を行っていれば（あるいは実施予定があれば）審査において加点評価を行いますので、根拠資料（様式不問）を提出してください。
33	資源エネルギー庁の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」にある近隣住民への説明会は実施必要でしょうか。	再エネ発電設備の計画変更等により変更認定が必要な場合はガイドラインに基づき説明会を実施してください。実施した（あるいは実施予定がある）場合は、同ガイドラインに定める様式で根拠資料を提出してください。
34	未利用再エネ利用率算出には、基準となるデータセンターの年間使用電力量が必要ですが、どの時点に基準を置いて算出すればよろしいですか。今後段階的に増設する計画の場合、どの時点の計画に対して再エネ率を算出すればよいでしょうか。	申請するデータセンターの範囲を決定し（棟、フロア、室など）、申請した範囲の計画の最終形に対して再エネ率を算出ください。
35	想定稼働率、稼働率50%はどのように算出すればよろしいでしょうか？	消費電力量[MWh]の比率で算出ください。分母は対象の全ICT機器を24時間×365日稼働する場合の消費電力量としてください。
36	現在使用している同一規格の設備、システムの入替は対象となりますか。	単なる入替は補助対象とはなりません。
37	既存の設備を利用し事業を検討する場合、改造費用は対象になりますか。	改造費用は補助対象とはなりません。
38	事業用地の確保（売買契約や賃貸借契約等）についてはいつまでに契約を完了する必要がありますか。	交付決定までに締結してください。
39	計画の範囲内で段階的にICT機器や空調設備等の稼働量を増やす計画ですが、この場合、稼働初期（全設備の導入完了前）のデータセンターの電力使用量に対して未利用再エネ率が10%以上であればよいですか。	計画の最終形のデータセンター設備の電力使用量に対して未利用再エネ利用の電力供給が10%以上となるようにしてください。 未利用再エネ利用設備の法定耐用年数期間中は、供給先のデータセンターの年間電力使用量に対し10%以上の再エネ電力量を供給し続ける必要があります。
40	対象とするデータセンター施設の単位	対象とするデータセンター施設は建屋単位のほか、「フロア」、「建屋以外」での申請も可とします。詳細は協会にご相談ください。
41	再エネ設備の新設または増設を行いたいのですが、補助対象となりますか。	再エネ発電設備は新設、増設ともに補助対象外です。
42	未利用再エネ利用設備（併せて蓄エネ設備）、熱利用設備、省エネ設備はすべて導入する必要がありますか。	3領域の設備すべてを導入する必要はなく、いずれか1つあるいは2つ以上の組み合わせでも可です。
43	海外での設備導入も補助対象となりますか。	海外への設備導入は補助対象外です。

No.	質 問	回 答
H. 消費税について		
1	消費税は補助対象となりますか。	消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。 ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。 ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ②免税事業者である補助事業者 ③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者 ④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体又は消費税法別表第3に掲げる法人で、特定収入割合が5%を超える補助事業者 ⑤地方公共団体の一般会計である補助事業者 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに協会に報告して下さい。
I. 事業期間と期間中の計画編変更について		
1	補助事業の開始日及び、完了日はどのように考えればよいですか。	補助事業の開始日は、契約書もしくは注文請書の日付となります。なお、契約及び発注日（注文書の日付）は交付決定日以降としてください。 補助事業の完了日は、検収確認を行った日となります。
2	補助事業の実施期間が単年度となっている場合、事業はいつまでに何を行えばよいですか。	令和9年2月末日までに事業を完了（検収確認・竣工確認等）してください。 また、発注先への支払いを原則として完了させてください。 （補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含みます。この場合は、完了実績報告書に領収書を添付してください。）
3	年度内完了を見込み交付申請を行ったが、執行途中の不測の事態により年度内に事業が完了できなくなった場合はどのような取扱いになるでしょうか。	本事業期間中に完了するよう、余裕を持った計画を立ててください。やむを得ない事情により事業遅延が見込まれる場合は、速やかに協会にご連絡ください。
4	来年度以降も同様な補助事業はありますか。	環境省では当該事業について令和8年度から3か年行う予定としていますが、予算は毎年度審議される結果次年度以降の予算が確保されなかった場合は、補助事業が行われない可能性があります。
5	補助事業の計画変更について、交付規程第8条第1項第三号イに「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。	「軽微な変更」とは、補助対象経費において、交付規程の別表第2の第1欄の区分に示す、それぞれの費目の配分額の15%以内の変更で、かつCO2の排出削減効果に著しい影響を及ぼすおそれのない変更であり、以下の2点に該当する場合を指します。 ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より効率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合 ・事業目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合 なお、変更する必要が生じた場合は、独自で判断せず必ず協会へ相談してください。

No.	質 問	回 答
J. 他の補助金との併用について		
1	他の補助金と併用は可能ですか。	国からの他の補助金(国からの補助金を原資として交付する補助金を含む)を受ける場合は、補助対象外となります。重複申請は可能ですが、国からの他の補助金が採択された場合は、どちらかのみを受給となります。地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国(当協会)からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。なお、当該地方公共団体等の補助金の制度が、当協会の補助事業に係る自己負担額に対して補助することができる仕組みになっている場合を除き、当協会からの補助金交付額は、当該地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります。以上から、地方公共団体等の補助金との併用に当たっては、申請の際、当該地方公共団体等の補助金の交付要綱を提出してください。
K. 補助事業における発注について		
1	業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。	問題ありません。
2	業者等への補助事業の発注（契約）はいつ行えばよいですか。	交付決定日以降に行ってください。
3	交付決定前に既に業者発注している場合、補助対象となりますか。	補助金の交付決定日前に発注等を行った経費については、交付対象とはなりませんので注意してください。
4	業者発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどうのことですか。	競争入札もしくは複数者（三者以上）による見積合わせ、企画コンペ等を行ってください。
5	補助対象となる工事等と一緒に、補助対象とならない工事等（全額自己負担）も同時に発注することは可能でしょうか。	別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事等と対象外の工事等の費用が、発注書・契約書・請求書等の中で明確に区分できるようにしてください。
6	自社調達において、一部外注する場合の外注先にも三者の見積合わせは必要でしょうか。	三者見積が必要です。上記4に準拠し対応してください。
7	発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解していますが、社内規定に基づき、本設備の導入に当たっては、従来から安全上の観点から随意契約としています。補助事業の場合でも随意契約できますか。	補助事業の運営上、一般競争が困難又は不適當である場合は、指名競争、又は随意契約によることができます。契約を結ぶ前に選定理由書を提出してください。
8	外注により、請負差額が発生した場合、その差額内で別途契約を行いたい、行ってもよろしいですか。	交付決定の内容と異なるので、原則認められません。
9	系統連系に係る保護継電器である「RPR / 逆電力継電器」等の、納期が長期化する設備については、交付決定前に発注することは可能ですか。	系統連系に係る保護継電器である「RPR / 逆電力継電器」「OVGR / 地絡過電圧継電器」「ZPD / 零相電圧検出装置/検出器」などやキュービクル（高圧受変電設備）は納期が長期化している昨今の情勢を踏まえ、補助対象外経費に該当するものとし、補助対象経費とは別の発注、契約であることを条件に交付決定日より前の発注を可とします。

No.	質 問	回 答
L. 補助金の交付について		
1	概算払いはできますか。	補助金の支払いは、原則として、交付決定期間の終了後となります。ただし、当協会における審査及び環境省との協議を経て、必要があると認める場合においては、例外的に概算払いが可能となる場合があります。概算払が必要な場合は、概算払に当たっては財務省との協議を要するため、必ずしも希望に添えない場合があることに留意の上、事前に当協会にご相談ください。
2	補助金の支払いの目処について教えてください。	補助金支払いは、補助事業の完了後（3月末）になります。
M. 圧縮記帳について		
1	圧縮記帳は適用可能ですか。	所得税法第42条（国庫補助金等の総収入金額不算入）又は法人税法第42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）において、国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合する固定資産の取得等をした場合に、その国庫補助金等について総収入金額不算入又は圧縮限度額まで損金算入することができる税務上の特例（以下「圧縮記帳等」という。）が設けられています。本補助金に関しては、圧縮記帳等の適用を受ける国庫補助金等に該当しますので、圧縮記帳等の適用にあたっては、税理士等の専門家にもご相談していただきつつ、適切な経理処理の上、ご活用ください。なお、固定資産の取得に充てるための補助金等とそれ以外の補助金等（例えば、経費補填の補助金等）とを合わせて交付する場合には、固定資産の取得に充てるための補助金等以外の補助金等については税務上の特例の対象とはなりませんので、ご注意ください。
N. 補助事業で導入した財産の処分について		
1	補助事業で取得した財産を処分したい場合、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。	補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））をすることをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。なお、法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省第15号）に定められた期間となります。
O. 事業報告書について		
1	事業終了後3年間の事業報告書には具体的に何を記載する必要がありますか。	対象となる期間中の二酸化炭素削減量の目標に対する実績値や、目標未達の場合の原因と対策等を報告していただきます。 また、期間中の再エネ調達方法の実績や、使用電力量に対する再エネ率の実績値についても報告していただきます。
2	補助事業で導入した設備等を稼働した結果、CO ₂ 削減目標値を達成できなかった場合、補助金返還の可能性はありますか。	CO ₂ 削減量が目標値に達しなかった原因等を具体的にお示しいただくとともに対策等について報告していただきますが、CO ₂ 削減量等が当初の目標と大きく乖離している場合は補助金の返還が発生する可能性があります。
3	補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果につき、J-クレジットとして認証を受け、クレジットの運用をすることは可能ですか。	交付規程第8条第1項第十五号を参照願います。補助事業により取得した温室効果ガス削減効果は、施設設備の法定耐用年数期間を経過するまで、認証を受けること、またこれを運用することはできません。
4	補助事業に実施により取得した温室効果ガス排出削減効果をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはできますか。	本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果（環境価値）をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはカーボンプレジット登録と同じく、認められません。